

藤枝市空き家解体・除却事業費補助金交付要綱

藤枝市空き家解体・除却事業費補助金交付要綱（平成30年藤枝市告示第130号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 市長は、空き家の増加の抑制及び空き家の跡地の流通の促進を図るため、空き家解体・除却事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 藤枝市内の居住の用に供されていない住宅のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

ア 木造の一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねる住宅にあつては、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の半数を超えないものに限る。）又は長屋であること。

イ 昭和56年5月31日以前に建築された、又は同日において建築工事中であったこと。

ウ 所有者等（所有者及びその相続人をいう。以下同じ）が自然人であること。

エ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）による耐震診断（国土交通大臣がこれと同等以上と認める方法を含む。）の結果、上部構造評点が1.0未満又は一般財団法人日本建築防災協会発行の「誰でもできるわが家の耐震診断」に基づく耐震診断の結果、評点が7点以下であること。

(2) 空き家解体・除却事業 空き家の所有者等が、次のいずれかの者を利用して、空き家及びそれ以外の定着物の全てを解体し、及び除却して当該空き家が所在した土地を更地にするをいう。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業の許可（土木工事業、建設工事業又は解体工事業の許可に限る。）を受けた者

イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する解体工事業者の登録を受けた者

（補助対象経費及び補助額等）

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、空き家解体・除却事業に要する経費のうち、空き家の解体及び除却に係る費用とする。ただし、空き家解体・除却事業に寄附金その他の収入がある場合は、この限りでない。

2 補助額は、補助対象経費に100分の23を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。ただし、補助額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合における前項の規定の適用については、同項中「30万円」とあるのは「50万円」とする。

(1) 空き家を相続により取得した者が、相続の日から起算して3年を経過する日までに空き家解体・除却事業を完了するとき。

(2) 空き家が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第1項に適合せず、かつ、同条第2項の規定の適用を受けない敷地に存するとき。ただし、同条第1項の規定に適合する敷地とするため、周囲の敷地と結合することが困難でない又は同条第2項に規定する建築物に該当する見込みがあると市長が認めるときを除く。

(3) 立地状況等のやむを得ない事由により、解体専用重機、バックホウその他これらに類する重機を使用せず空き家を除却するとき。

4 藤枝市空き家解体・除却事業費補助金の交付回数は、同一年度につき1回限りとする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、解体・除却に係る工事（以下「解体工事」という。）の契約締結の前に、次に掲げる書類を添えて補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 空き家の建物登記事項証明書（空き家が未登記である場合は、固定資産評価証明）

(3) 空き家の案内図、建物配置図及び各階平面図

(4) 空き家の敷地に係る公図の写し及び土地登記事項証明書

(5) 第2条第1号エに該当する空き家であることがわかる耐震診断の結果の写し

(6) 解体工事に要する費用の見積書

(7) 解体工事前の施工場所の写真

(8) 相続により空き家の所有権を取得した時がわかる書類の写し（前条第3項第

1号に規定する加算を受けようとする場合に限る。)

(9) 空き家の解体に係る同意書(第3号様式)(申請者と所有者等が異なる場合又は申請者の他に所有者等がいる場合に限る。)

(10) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(第4号様式)により通知する。

(交付の条件)

第6条 交付の決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、補助額に影響のない軽微な変更については、この限りでない。

(2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。

(3) 補助事業により効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、5年間保管しなければならないこと。

(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならないこと。

(変更承認)

第7条 申請者は、補助事業の変更承認を受けようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書(第5号様式)に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査し、変更の承認をするときは、事業計画変更承認通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 申請者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業廃止(中止)

届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 申請者は、空き家解体・除却事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添えて実績報告書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 解体工事に要した費用の領収書

(2) 解体工事後の施工場所の写真

(3) 解体工事の完了日がわかる書類の写し（第3条第3項第1号に規定する加算を受けようとする場合に限る。）

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めるときは、補助金交付確定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 申請者は、前条の通知を受領した日から起算して14日を経過した日までに請求書（第10号様式）を提出しなければならない。

（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第12条 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分がある場合には、それら控除できる部分の合計額に補助率（補助金所要額を補助対象経費で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額（以下「消費税仕入控除税額等」という。）を補助金所要額から減じて得た額を、補助金の交付申請額としなければならない。ただし、補助金の交付申請の時点において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになっていない場合は、この限りではない。

2 申請者は、第5条の規定による交付の決定した後、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前項の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額

して第7条の規定による変更承認申請書を提出し市長の承認を受けなければならない。

3 申請者は、第9条の規定による実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（第11号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならない。

(1) 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

（申請の特例）

第13条 この要綱で規定する手続は、電子情報処理組織（藤枝市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年藤枝市条例第22号）第3条に規定するものをいう。）の使用をもって代えることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和6年4月1日藤枝市告示第101-10号）

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示施行の際、現に作成されているこの告示による改正前の藤枝市空き家解体・除却事業費補助金交付要綱の様式については、当分の間、調整して使用することができる。

（廃止）

3 藤枝市空き家解体・除却事業費補助金交付事務取扱要領（平成31年藤枝市告示第131号）は、令和6年3月31日限り廃止する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

藤枝市空き家解体・除却事業費補助金交付申請書

年 月 日

藤枝市長 宛

住 所

申請者 氏 名

電話番号

年度において、藤枝市空き家解体・除却事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 仕入れに係る消費税額の控除対象事業者 該当する 該当しない
該当する場合

(補助所要額) (消費税仕入控除税額等) (交付申請額)
円 - 円 = 円

3 補助上限額の加算（加算上限額 20万円）

(1) 相続後3年以内の解体事業 該当する 該当しない
該当する場合

相続した年月日 年 月 日（被相続人の死亡日）

(2) 無接道地に存する空き家の解体事業 該当する 該当しない

※ 無接道地であっても、申請者が、当該敷地の隣接地を所有しているなど、容易に無接道の状態を解消できる場合、加算の対象となりません。

(3) 立地状況等のやむを得ない理由により、解体専用重機を使用しない解体事業
 該当する 該当しない

該当する場合

空き家が存する敷地が接する道路幅員 約 メートル

第2号様式（第4条関係）

事業計画書

1 空き家の概要

空き家の所在地	藤枝市		
空き家所有者の氏名及び住所			
敷地所有者の氏名及び住所			
建築年月日	年 月 日	建物用途	
階数	階建て	延べ床面積	m ²
耐震診断の方法	<input type="checkbox"/> 平成18年国土交通省告示第184号による方法 <input type="checkbox"/> 「誰でもできるわが家の耐震診断」による方法 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
空き家となった時期	年 月頃から空き家		
空き家となった理由			

2 解体工事の概要

解体工事施行業者	業者名 代表者名 所在地 電話番号 <input type="checkbox"/> 建設業の場合 建設業許可 <input type="checkbox"/> 大臣 <input type="checkbox"/> 知事 号 (工事業) 主任技師（監理技術者）氏名 <input type="checkbox"/> 解体工事業の場合 解体工事業登録 知事 号 技術管理者氏名
解体工事の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
補助対象経費	円

第 号
年 月 日

様

藤枝市長 印

藤枝市空き家解体・除却事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった藤枝市空き家解体・除却事業費の補助金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付の条件

藤枝市補助金等交付規則及び藤枝市空き家解体・除却事業費補助金交付要綱を遵守すること。

第5号様式（第7条関係）

藤枝市空き家解体・除却事業費補助金事業計画変更承認申請書

年 月 日

藤枝市長 宛

住 所

申請者 氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた空き家解体・除却事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

3 補助金額の変更

- | | |
|---------|---|
| (1) 変更後 | 円 |
| (2) 変更前 | 円 |
| (3) 差引額 | 円 |

第 号
年 月 日

様

藤枝市長

印

藤枝市空き家解体・除却事業費補助金事業計画変更承認書

年 月 日付けで変更承認申請のあった藤枝市空き家解体・除却事業費補助金について、下記のとおり承認します。

記

1 承認の内容

2 補助金額の変更承認

- | | |
|---------|---|
| (1) 変更前 | 円 |
| (2) 変更後 | 円 |
| (3) 差引額 | 円 |

3 その他

第7号様式（第8条関係）

藤枝市空き家解体・除却事業費補助金事業廃止（中止）届

年 月 日

藤枝市長 宛

住 所

申請者 氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた空き家解体・除却事業について、次のとおり廃止（中止）したいので届け出ます。

廃止（中止）の理由

第 8 号様式（第 9 条関係）

藤枝市空き家解体・除却事業費補助金実績報告書

年 月 日

藤枝市長 宛

住 所

申請者 氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた空き家解体・除却事業について、下記のとおり事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助対象経費 円
- 2 解体工事の時期 年 月 日から 年 月 日まで

第9号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

藤枝市長

印

藤枝市空き家解体・除却事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった藤枝市空き家解体・除却事業費補助金について、次のとおり確定します。

交付確定額 円
(交付決定額 円)

請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の
確定を受けた藤枝市空き家解体・除却事業費補助金として、上記のとおり請求しま
す。

年 月 日

藤枝市長 宛

住所

氏名

印

振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行 本店 金庫 支店 農協 支所 漁協
	預金の種類	普通・当座（該当を○で囲む。）
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

年 月 日

藤枝市長

宛

住 所

報告者 氏 名

電話番号

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた藤枝市空き家解体・除却事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付確定額 円
- 2 補助金交付申請時及び変更承認時の消費税仕入控除税額 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） 円